

大学図書館コンソーシアム連合運営委員会作業部会設置規程

平成25年3月15日

大学図書館コンソーシアム連合運営委員会

(総則)

第1条 「大学図書館コンソーシアム連合要項」の第10条に基づき、大学図書館コンソーシアム連合（以下「連合」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）に設置する作業部会について定める。

(設置する作業部会)

第2条 委員会に、次の作業部会を設置する。

- (1) 交渉作業部会
- (2) 調査作業部会
- (3) 広報作業部会

(交渉作業部会)

第3条 交渉作業部会においては、次の業務を行う。

- (1) 電子リソースの購入、利用提供、保存等の条件の確定に向けた出版社等との交渉
- (2) 確定した購入、利用提供、保存等の条件の会員館への開示
- (3) (1) 及び (2) の業務の遂行のために必要な説明会等の企画および実施

(調査作業部会)

第4条 調査作業部会においては、次の業務を行う。

- (1) 連合の活動に必要な、会員館を対象とした調査の企画及び実施
- (2) 電子リソースの購入、利用提供、保存等に係る国内外の関係団体等の活動状況の調査

(広報作業部会)

第5条 広報作業部会においては、次の業務を行う。

- (1) 広報誌『jumine』の発行
- (2) 連合の活動に必要な広報用資料発行の企画及び実施
- (3) 連合の活動に関連する外部団体等が主催する行事等における広報活動の企画及び実施
- (4) 電子リソースに係わる会員館職員の資質向上のための企画及び実施

(作業部会の運営)

第6条 作業部会の活動方針及び活動計画は、作業部会の協議を経て作業部会主査が策定し、運営委員会の承認を得るものとする。

- 2 作業部会主査は、運営委員会において作業部会の活動状況を報告するものとする。
- 3 作業部会委員が同時に他の作業部会の委員となることを妨げないものとする。
- 4 作業部会の業務遂行において必要な場合は、作業部会委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

(庶務)

第7条 各作業部会の庶務は、連合事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。